

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年3月30日
【会社名】	株式会社ユーザベース
【英訳名】	Uzabase, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役Co-CEO 稲垣 裕介 代表取締役Co-CEO 佐久間 衡
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木七丁目7番7号
【電話番号】	03-4533-1999 (IR問合せ先番号)
【事務連絡者氏名】	執行役員CF0 千葉 大輔
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木七丁目7番7号
【電話番号】	03-4533-1999 (IR問合せ先番号)
【事務連絡者氏名】	執行役員CF0 千葉 大輔
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年3月25日開催の当社定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものとあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年3月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する事後交付による株式報酬制度導入に伴う報酬等の額設定の件

第7号議案 監査等委員取締役に対する事後交付による株式報酬制度導入に伴う報酬等の額設定の件

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

第9号議案 監査等委員である取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)	
第1号議案 定款一部変更の件	226,548	185	0	(注)1	可決	99.92 (0.08)
第2号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）6名選任 の件						
稲垣 裕介	225,916	814	3	(注)2	可決	99.64 (0.36)
佐久間 衡	225,555	1,175	3		可決	99.48 (0.52)
松井 しのぶ	225,544	1,186	3		可決	99.48 (0.52)
梅田 優祐	225,590	1,140	3		可決	99.5 (0.5)
平野 正雄	225,399	1,331	3		可決	99.41 (0.59)
井川 沙紀	225,596	1,134	3		可決	99.5 (0.5)

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第3号議案 監査等委員である取締役1 名選任の件 浅子 信太郎	226,299	431	3	(注)2	可決 99.81 (0.19)
第4号議案 取締役(監査等委員である 取締役を除く。)の報酬等 の額設定の件	224,745	1,985	3	(注)3	可決 99.12 (0.88)
第5号議案 監査等委員である取締役の 報酬等の額設定の件	226,094	636	3		可決 99.72 (0.28)
第6号議案 取締役(監査等委員である 取締役を除く。)に対する 事後交付による株式報酬制 度導入に伴う報酬等の額設 定の件	168,194	58,536	3		可決 74.18 (25.82)
第7号議案 監査等委員取締役に対する 事後交付による株式報酬制 度導入に伴う報酬等の額設 定の件	163,701	63,029	3		可決 72.2 (27.8)
第8号議案 取締役(監査等委員である 取締役を除く。)に対する ストックオプションとして の新株予約権に関する報酬 等の額及び具体的な内容決 定の件	168,211	58,519	3		可決 74.19 (25.81)
第9号議案 監査等委員である取締役に 対するストックオプション としての新株予約権に関す る報酬等の額及び具体的 な内容決定の件	163,721	63,009	3		可決 72.21 (27.79)

- (注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。